

議案第51号

愛西市水道事業給水条例の一部改正について

愛西市水道事業給水条例（平成17年愛西市条例141号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成25年11月28日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、消費税法の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第26号

愛西市水道事業給水条例の一部を改正する条例

愛西市水道事業給水条例（平成17年愛西市条例第141号）の一部を次のように改正する。

第29条の表中「69,300円」を「71,280円」に、「157,500円」を「162,000円」に、「252,000円」を「259,200円」に、「651,000円」を「669,600円」に、「1,029,000円」を「1,058,400円」に、「2,310,000円」を「2,376,000円」に改める。

別表中「3465円」を「3,564円」に、「173.25円」を「178.2円」に、「231円」を「237円」に、「1,100円」を「1,131円」に、「125円」を「128.57円」に、「210円」を「216円」に、「370円」を「380円」に、「150円」を「154.28円」に、「240円」を「246.85円」に、「160円」を「164.57円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の愛西市給水条例別表にかかわらず、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦にしたがって計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。